

# 平成31年度 事業計画

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## I はじめに

人生百年時代を見据え、政府は「全世代社会保障」の実現を強調しています。これは、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」へと局面が変化し、必要な社会保障が可能かどうか、新たな論点が出現したからであり、高齢者人口がピークを迎える20年後をみすえ、さらなる社会保障改革に取り組むとされている。そこで、まずは高齢者が活躍できる環境を整備するため、高齢者の働き方に対する希望や健康状態が多様化していることに鑑み複数のメニューを用意し、個々の状況に応じて働き方を選択できるように求めて行きたいとしており、働く側も、リカレント教育（社会人の学び直し）などを通じて、自らステップアップに取り組んでいくことが不可欠となります。

このような中、新しい元号が施行され、新たな時代がスタートします。幸手市でも駅舎が新しくなり、東西自由通路と西口も開設しました。また、圏央道幸手インターチェンジ周辺の産業団地も進出企業が操業を始めるなど、まちの様子も大きく変わります。埼玉県シルバー人材センター連合でもシルバー人材センターのイメージアップと会員拡大の一環として、県内のシルバー人材センターの愛称を「シニアパワーステーション」と親しみやすい、社会で活躍する姿をイメージし命名しました。まさにこのような社会情勢の変化に適応するため、会員一人ひとりが「自覚と自信と誇り」をもってセンターのイメージを刷新し、高齢者の「誇り高き集団」であるために、基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと時代の風潮に同調して柔軟に対応し、社会のニーズに的確に応えるよう、会員・役員・事務局が一丸となってセンターを盛り上げていくことが重要であります。

シルバー人材センターの組織を充実・強化するとともに、会員が生きがいをもって楽しく活動することにより地域社会の活性化と社会保障制度の維持に貢献できるのではないかでしょうか。

もちろん、今まで先人が築きあげたシルバー人材センターのノウハウを基に、会員の増強、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、組織運営体制の整備といった事業を着実に進めることはもちろんのこと、誠実に就業し着実な仕事をすることにより、次の就業につながっていくことを肝に銘じ、これまで会員がつなげてきたバトンをつなぎ続けることが今後のセンターの発展につながるものと確信し、シルバー人材センターの事業を推進して参ります。

## II 基本方針

働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献するため組織の充実を図る。

- (1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。
- (2) 就業機会の開拓及び事務の充実を図る。
- (3) 入会の工夫、促進により会員の増強に努める。
- (4) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (6) 地域班・職群班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (7) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。
- (8) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

### III 事業実施計画

適正就業・安全・普及啓発・会報編集の各委員会及び、それぞれの作業部会を通し、以下に掲げる活動の推進を図る。

#### (1) 普及啓発活動の推進

- 1. センター広報誌「シルバーさって」をはじめ、会報誌「連絡船」の発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
- 2. 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
- 3. 全国シルバー人材センター普及啓発月間には、キャンペーン活動を強化する。
- 4. シルバー祭り等を開催し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
- 5. 会員の諸活動の際、のぼり旗やステッカーを活用する。

#### (2) 就業機会の開拓および推進

- 1. 就業場所の開拓を積極的に行う。
- 2. 空き家等の適正管理協定書に基づき、市と連携し業務を遂行する。
- 3. 民間企業・家庭・幸手市に対し、就業機会の掘り起こしを行う。
- 4. 就業機会の開拓推進員を配置する。
- 5. いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。

#### (3) 入会の促進と就業機会の確保

- 1. 毎月定期的に新規入会説明会を開催し、会員の増員に努める。
- 2. 就業及びその他の社会参加活動を推進するため隨時就業相談等に対応する。
- 3. ワークシェアの観点から、就業機会の公平を期すると共に、会員の就業意欲を図る。
- 4. 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
- 5. 女性の創意工夫や実践力を生かし、部会の新設や独自事業の開発を図る。
- 6. 他方面の独自事業を推進し就業機会を確保する。

#### (4) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

1. 「安全はすべてに優先する！」を合言葉に、事故ゼロ達成に努める。
2. 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
3. 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底を図る。
4. 会員は、年に一度は、市などの健康診断を受診し、自己の健康管理に努める。

#### (5) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

1. シルバー人材センターの基本理念に基づき、公益社団法人としての法令の遵守や情報開示の励行など、良好な管理体制を構築する。
2. 会員の知識・技能の向上を図るために、接遇研修をはじめ、各種技能研修会を開催し、技量の向上と後継者の育成に努める。
3. 近隣シルバーと、研修会の共同開催や相互就業に関して検討する。

#### (6) 地域班・職群班の充実を図る

1. 規定に基づき、密接な連携体制を整え、センターの活性化を図る。
2. 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。
3. 俱乐部（同好会）の活動を通じ、会員同士の親睦や交流の推進を図る。

#### (7) 運営体制の充実と事務の効率化

1. 事業運営を抜本的に見直し、運営体制の充実を図る。
2. センター事業の再確認作業を進め、運営組織の検証などセンター事務局体制の充実を図る。
3. 事務費・正会員費・シルバー保険負担などの見直しを図り、事業基盤の強化に努める。
4. 派遣事業等に対し、組織的対応と事務処理の効率化を図る。
5. 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業実施を図る。
6. 近隣シルバーとの広域事務の検討や人事交流に関しての協議をする。

#### (8) 会員相互の連携と事務局との連携

1. 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。
2. センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けた事務局が一括してその交渉に当たるものとし、会員と事務局は連携を密にする。
3. 職域を同じくしている会員は、職群会議を開催するとともに相互に連携を図り事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。